

官民協働による「三木市子育て応援ハンドブック」共同発行事業仕様書

共同発行する「三木市子育て応援ハンドブック」の仕様書については、次のとおりとする。

1 印刷物の規格、内容など

- (1) 名 称 三木市子育て応援ハンドブック
- (2) 発行部数 各年度3, 300部
- (3) 刷 り 色 4色（フルカラー）
- (4) 規 格 判型A5 70ページ程度を想定
（民間広告30%まで）
- (5) 製 本 無線綴じ

(6) 掲載内容

- ①行政情報（原稿は三木市から提出）
- ②地域情報
- ③その他（共同発行事業者編集の広告など）

(7) 編集等の条件

- ①企画、編集（地図の作成を含む）、印刷等の製本に係る一切の業務は、共同発行事業者が行う。その際、企画・編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
- ②校正の回数は3回とする。
- ③市は、テキストデータ、画像データ等で行政情報及び地域情報の提供を行う。
- ④2に規定する広告の内容の範囲については、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - イ 公序良俗に反する恐れのあるもの
 - ウ 政治活動、宗教活動、個人若しくは団体の意見広告、個人の名刺広告又は人材募集に関するもの
 - エ 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - オ 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - キ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
 - ク 係争中の事案、社会問題などへの主義主張を含むもの
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(8) 納品

- ① 納品先は市が指定する場所に納品するものとする。
- ② 三木市子育て応援ハンドブックの納品時に、その全ページ分（表紙および裏表紙その他無ページのものも含む。）をPDF形式およびテキスト形式、JPG形式などに変換した電子ファイル（最高画質および低画質）を記録した電子記録媒体を添付する。

2 広告

共同発行事業者の広告掲載については、市も内容の審査を行う。また、その内容が三木市子育て応援ハンドブックに適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更する。広告はすべて共同発行事業者による取り扱いとし、その収入は共同発行事業者に属する。

- 3 発行時期 令和8年5月31日
 令和9年度、令和10年度についても各1回

4 費用負担

三木市子育て応援ハンドブックの編集、発行および納品に係る費用は、共同発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

5 著作権

行政情報及び地域情報に関する著作権は、三木市に帰属する。

6 その他

- (1) 常に市と緊密な連絡体制をとること。
- (2) 市は、共同発行事業者が決定した場合は、その事実を市ホームページ等で広報する。
ただし、市は掲載広告の営業につながる直接的な活動は、行わないものとする。
- (3) 本事業実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、「三木市個人情報保護条例」を遵守し、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏えい等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (4) 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは協議のうえ決定する。